

## 国土交通省の建築基準法改正案に対する意見

2006.03.15

耐震データ偽造事件を受け、国土交通省は13日建築基準法の改正案をまとめたが、はたして構造設計者の実態を把握した上での改正案なのだろうか。一人の構造設計者として意見を述べたいと思う。

改正案では、「強度不足の建築物を設計した建築士への罰則を懲役3年以下、罰金300万円以下とし、民間確認検査機関などによる構造計算書の審査期間についても現行の21日以内から35日以内と延長する（毎日新聞の記事参考）」としているが、この改正案が本来の意味での強度不足の建築物を建築しないと言う目的には、実効性があるとは考えにくい。つまり、極端わずかなふとどき者に対する抑止にはなるかもしれないが、うっかりミス無くすという問題に対する解決にはなっていないからだ。

すなわち、なぜ偽装をしてしまったか、なぜ設計を間違ってしまったのか、そしてなぜ耐震性能不足の建物が施工されてしまったのか、それらの背景が反映されていないと思うからである。

構造設計を取り巻く作業環境は、偽装事件の発生前と発後では変わっていない。むしろ、社内チェックの強化によりさらに実質的な設計工期は減少している。したがって法を運用することによって、実際に構造設計を担当する社員への負担は大きくなっているのが現状である。

この業界では、着工時期が非常に大切になる。金利、融資、工事予算、年度末、竣工時期、それらの複雑な条件によって、本来の設計に必要な工期とは別の次元で設計にかけられる時間が決定されているのだ。我々は非常にタイトなスケジュールの中で構造設計を行っているのが実情なのだ。

つまり、審査期間を長くするという事は、すなわち構造設計期間が減少するのが業界の常識なのだ。

是非、構造設計者の労働条件を理解していただきたい。

また、ここで言う強度不足の定義について考えたい。（耐震性能における強度不足）

強度不足の建物を設計したものに対する罰則というが、強度不足とはどのような状況を言うのか。

たとえば建物を設計する場合、太い柱や細い柱、さらに板状の壁、そこに開いている穴（窓などの開口）などを細い棒に見立てて（モデル化と言う）計算するが、その見立て方は細かく法律では定めていない。したがって見立て方が人によって違えば違った結果が生まれるのも当然である。法で定めていないものを、設計者の判断によって決定できるとすると、第三者によるその評価はとても難しいはずだ。つまり解析モデルを変更する事や設計手法を変える事（合法的に）で、強度不足と指摘された建物が一転して要求性能を満足することもある。それはまさに冤罪であり、審査の責任は重大である。その責任を負う準備はできているのだろうか。また、それだけ厳しい審査を行うのであれば、強度不足を見

逃した審査機関やさらに機関を監理監督している部署への同レベルの罰則も当然と考える。

強度不足（ここでは国土交通省が言う保有耐力の指標と考える）の建物は、何も偽装によってのみ発生するものではない。むしろ人為的設計ミスによって発生する可能性のほうが多いような気がする。我々の業界にはタイトな工期設定、設計変更、設計のモデル化、計算プログラムの問題、経済性を優先にしたぎりぎりの設計等によって、まさかと思うような設計ミスが発生する環境があると思う。（偽装とはまったく違う）

しかし偽装でも無意識のミスでも結果は同じ強度不足である。それによる罰則は同じなのだろうか。またそれを区別することができるのだろうか。

たとえばこんなエピソードをあげる。経費の大半を人件費でまかなっている業界への週休二日制の導入は、我々経営者にはとても厳しいものだった。

それまで、当たり前のように多くの残業を強いられていた設計業界に、労働時間の短縮を求められると言うことは、比例的に生産性が低下しているわけで、それを補うためにチェックが甘くなっていないと言い切れるだろうか。

もし時間短縮にともない、チェック漏れが発生し、今日の耐震性能の不足した建物の設計につながったとすると、業界の環境を無視した政策によって生み出された弊害と言えるのではないか。

大量のデータを処理してる構造計算業務の実情を考えると、今の設計工期で今の設計費用では、この法律を受けるのはあまりにもリスクが大きすぎると考える。

ここで考えて欲しい、工事費の1%にも満たない金額が、構造設計委託費なのだ。

そこで早急に以下の提案をしたい

1. 設計工期の確保と設計料のアップ
2. 強度不足の定義の明確化
3. 保険の整備（民間でできない場合は国で保証する）
4. 分離発注による責任の明確化（責任を明確化するならば発注システムの変更つまり構造の分離発注を進める必要がある）
5. 構造計算認定ソフトの責任と認定者の責任（不良ソフトによって発生した強度不足の責任）
6. 審査機関及びその監理監督者の責任の明確化
7. 冤罪のときのケア

技術者のほとんどの人が偽装するなんて夢にも思わない。

若い優秀な人材が魅力を感じる環境にして欲しい。

そして、我々汗を流している技術者がプライドを持って執務できるよう、実態を把握したうえで法改正や改革を行って欲しい。

株式会社構造計画 代表取締役井上剛志